

大阪市告示第525号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定に基づき、コンビニエンスストアにおける証明書の自動交付に係る証明書発行手数料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月14日

大阪市長 横山英幸

1 指定公金事務取扱者

(1) 名称

地方公共団体情報システム機構

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都千代田区一番町25番地

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

コンビニエンスストアにおける証明書の自動交付に係る証明書発行手数料の徴収及び収納に関する事務

3 指定日

令和8年3月31日

4 委託日

令和8年4月1日

(市民局総務部住民情報担当)